インターナショナルビジターズタクシー運転者認定制度に係る実務研修　募集要項

日　　時	令和5年12月19日(火)9時20分～16時30分
言　　語	**英語(English)**
募　集　人　数	30名
募　集　締　切	令和5年12月14日(木)
会　　場	公益財団法人大阪タクシーセンター 3階 会議室
受　　付	9時00分～9時20分
申　込　方　法	①　申込書に必要事項を記入の上、大阪タクシーセンターまでファックスまたはセンターホームページからオンライン申請をしてください。 (FAX番号:06-6933-5612) (センターホームページ)→ ②　研修当日、申込書の原本を持参していただき、受付に提出してください。
当日の持ち物	①　外国人対応運転者登録認定機関の規定に基づく研修申込書 ②　受講料　5,000円 ③　運転免許証
注意事項	・応募資格については、別添「外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程」に定める応募資格を有する者を規定しています。
	・発熱や咳等の風邪症状など体調不良がみられる場合は受講をお控えください。 ・運転者証等に使用する写真を撮影しますので、ラフな服装は控えていただきますようお願いします。
試験予定日	令和5年12月25日(月)午後
問　合　せ　先	公益財団法人大阪タクシーセンター　企画課 担当:太田・田口 TEL:06-6933-5620 研修申込書は、タクシーセンターのHPからもダウンロードできます。

《試験について》

〇具体的な審査事項及び合格基準は次の下記のとおりとする。

	審　査　基　準　等
英語	公益財団法人日本英語検定協会審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な英語を理解し、また使用することができる。 ②社会性の話題について会話ができる。 ③大阪の主要な観光地の案内が英語でできることとする。合否の判定は1名の審査官が英検2級程度の審査領域に満たしているかを判定する。

〇試験日：令和５年１２月２５日（月）
〇会場　：公益財団法人大阪タクシーセンター
※試験の詳細につきましては、研修日当日にお伝えします。

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程

（規程の制定）

第１条　この規程は、外国人対応運転者登録認定機関設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第５条の規定に基づき認定基準等を定める。

（応募資格）

第２条　本規程に基づく認定を受けようとする者の応募資格は次のとおりとする。

２　大阪府内の法人タクシー会社（以下、「事業者」という。）に運転者として雇用されている者であって事業者から推薦された者又は個人タクシー事業者であって加盟する事業者団体の支部（以下、「団体支部」という。）から推薦された者。

３　申請日を含み申請日前３年間にタクシー業務に関して道路交通法違反（反則制度に基づく累積点数が３点以上及び運転免許の効力の停止以上の処分）及び道路運送法で行政処分（事業者運転者は、平成２６年１月２７日付け「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（近畿運輸局長公示）で文書警告以上の行政処分等、個人タクシー事業者は、平成２６年１月２７日付け「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（近畿運輸局長公示）で文書警告以上の行政処分等）を受けたことがない者。

４　輸送の安全の確保について

タクシー輸送の安全を確保するため、満６５歳以上の運転者については、申請日を含み申請日前１年間に次のいずれかの適齢適性診断等を受診又は受講した者とする。

ア）独立行政法人自動車事故対策機構若しくは国土交通大臣から認定を受けた適性診断実施者が実施する「適齢適性診断」

イ）府県公安委員会が実施する「高齢者講習」

ウ）公益財団法人大阪タクシーセンター（以下、「センター」という。）が実施する「高齢運転者安全運転研修」

５　外国語能力について、英語については、公益財団法人日本英語検定協会の２級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能な者（事業者又は団体支部が認めた者）とする。中国語については、一般社団法人日本青少年育成協会（ＨＳＫ）の３級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能な者（事業者又は団体支部が認めた者）とする。韓国語については、公益財団法人韓国教育財団の３級程度の資格を有する者若しくは同等レベルの日常会話が可能な者（事業者又は団体支部が認めた者）とする。

６　大阪の観光知識について「なにわなんでも大阪検定」３級合格者以上の者若しくは同等レベルの知識を有する者（従来から外国人に観光案内を行っている者で事業者又は団体支部が認めた者）。

（認定基準）

第３条　設置要綱第１条の目的を達成するため、登録する種別ごとに次の各項目について

認定基準を定める。

(1) 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）の基準

① 外国語研修講義は外部講師（(公財) 大阪国際交流センター）による研修を実施し、第４条に記載する研修項目の全てについて審査に合格すること。

② 観光研修講義は外部講師（大阪商工会議所推薦団体等の講師）による研修を実施し、第４条に記載する研修項目の全てを受講すること。

③ 接遇研修講義はセンター職員若しくは外部講師による研修を実施し、第４条に記載する研修項目の全てを受講すること。

（研修項目及び審査項目等）

第４条　認定基準に基づく研修項目及び審査項目並びに合格基準等は別に定める「外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準細則」（以下、細則という。）に明記する。

（更新）

第５条　認定の有効期限は３年間とする。ただし、認定登録者で更新を希望する者は認定証に附した有効期限２ヶ月前から申請を行い更新することができる。更新は外国人対応運転者登録認定機関（以下、「認定機関」という。）が別途定めた細則に基づくフォローアップ研修を受講した者に対して認めることとする。

なお、認定の更新に当たって、タクシー業務で道路交通法違反及び道路運送法違反で反則金等や行政処分を受けている場合は、認定の更新は行わない。

（認定証等の返納・取消）

第６条　第５条による認定の更新を行わない者及びタクシー運転者を辞める者は、認定証、インターナショナルビジターズタクシーロゴ車体表示（３枚）及び同ロゴサンバイザー表示及び運転者証を返納する。また、認定運転者としてふさわしくない行為があったと認定機関が審議し判断した場合は、その認定を取り消しする。

（実施時期等）

第９条

２　受講料は第３条の(1) 実務研修（講義：外国語・観光・接遇）の全てに対して５，０００円とする。

３　試験の実施時期は実務研修後１月以内に行い、受験料は２，０００円とする。再受験については細則で定める。

４　研修・試験の実施日はセンターが前もって公表する。

（附則）

１．　この要綱は平成２７年３月１８日から施行する。

２．　平成２８年３月１０日一部改正

（外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程から一部抜粋）

法人タクシー事業者：水色枠はこのまま入力可能です。なお、印刷時には水色枠は印刷されません。

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく研修申込書（英語 basic）

令和　　年　　月　　日

外国人対応運転者登録認定機関　殿

受講者氏名（フリガナ）　　印

生 年 月 日　昭和 平成　　年　　月　　日

事 業 者 名
（営業所）

代 表 者 名　　印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の応募資格を有していることに相違有りません。また、雇用されている会社から推薦を受けています。

個人タクシー事業者：水色枠はこのまま入力可能です。なお、印刷時には水色枠は印刷されません。

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく研修申込書（英語 basic）

令和　　年　　月　　日

外国人対応運転者登録認定機関　殿

受講者氏名（フリガナ）　　印

生年月日　昭和／平成　　年　　月　　日

支部名

役員名　　印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の応募資格を有していることに相違有りません。また、支部から推薦を受けています。